

委 託 設 計 書

課 長	係 長	照 査	設 計

令和 8年度

設計年月 令和 8年 9月

工期 令和 9年 3月31日

委 託 名 雨水ポンプ設備点検整備委託（ポンプ施設）

委 託 場 所 京都市右京区西京極北大入町地内
葛野ポンプ場 他 1 か所

委 託 料 金	円	委 託 価 格	円
		消費税及び	
		地方消費税相当額	円

内 訳 書 （ 総 括 ）

（ 1 / 1 ）

委 託 名	雨水ポンプ設備点検整備委託（ポンプ施設）							
費 目	工 種	種 別	単位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料								
	機械設備工							
		直接費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
委託料計								

内 訳 書

(1 / 2)

委託名	雨水ポンプ設備点検整備委託（ポンプ施設）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料									
直接費									
	材料費		式	1					
	計								[材料費]
	一般労務費		式	1					
	計								[労務費]
	複合費		式	1					
	計								[複合費]
	直接費計								直接費

内 訳 書

(2 / 2)

委託名	雨水ポンプ設備点検整備委託（ポンプ施設）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
計（委託原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
委託価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
委託料計									

令和08年度

雨水ポンプ設備点検整備委託（ポンプ施設）

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 日本産業規格(JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格(JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格(JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC) |
| (3) 日本水道協会規格(JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

1 0 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- (1) 委託の施行順序・方法・工程
- (2) 委託に使用する仮設物
- (3) 既設の機器設備の運転・停止に関する事

1 1 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

1 2 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続を怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

1 3 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

1 4 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

1 5 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

1 6 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1 7 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

1 8 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

1 9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

2 0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

2 1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

2 2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2 3 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2 4 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の 小黑板情報電子化について」（令和5年3月15日付け国技建管 第6号）に基づき実施しなければならない。

2 5 雑則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第2章 細則

1 委託概要

本委託は、葛野ポンプ場他1か所の雨水ポンプ補機類等が長期の使用により劣化が進行し、機能及び信頼性が低下しているため、機器の取替えを行い、機能及び信頼性の回復を図るものである。

2 委託場所

京都市右京区西京極北大入町地内	葛野ポンプ場
京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原地内	江川ポンプ場

3 完了期限

完了期限は、令和9年3月31日までとする。

4 作業時間

原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の閉庁日を除く、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

5 機器仕様

(1) 葛野ポンプ場 給水ポンプ

給 水 ポ ン プ	号 機		No. 1	No. 2
	形 式		SF-JRF 322W0.4	
	吐 出 量		0.1m ³ /min	
	全 揚 程		10m	
	回 転 数		3450rpm	
	口 径		32mm	
	電 動 機		0.4kW×220V×60Hz	
	製造番号	ポンプ	F732034	F732033
		電動機	QD9415011	QD9415007
	台 数		1台	1台
	製 造 者		三菱重工業株式会社	

(2) 江川ポンプ場 真空ポンプ

真 空 ポ ン プ	号 機	No. 1	No. 2
	型 式	50NV65. 5	
	吐 出 量	3. 2m ³ /min	3. 0m ³ /min 2. 6m ³ /min
	負 圧	700mmHg	200mmHg 400mmHg
	回 転 数	1800rpm	
	口 径	50mm	
	電 動 機	5. 5kW×200V×60Hz	
	製造番号	PY829119	TY70069-G3
	台 数	1台	1台
	製 造 者	株式会社荏原製作所	

6 委託内容

5 機器仕様のポンプ及びポンプ周辺にて次の作業を行い、機能回復に図ること。

(1) 葛野ポンプ場 給水ポンプ

ア 既設ポンプを運転し、取替前のデータ測定を行うこと。

イ 既設ポンプを取外し、新設ポンプへ取替えを行うこと（同等品可）。機器更新にともない吸込、吐出配管（SUS304、32A、約 0. 5m）についても更新すること。また、ボルト、ナット及びパッキンもあわせて新品へと取替えること。異種金属同士の接触箇所においては、絶縁スリーブ、絶縁ワッシャ等を使用し、絶縁対策を行うこと。

ウ ア、イの作業完了後に配管の漏れ確認及び試運転を実施すること。

(2) 江川ポンプ場 真空ポンプ

ア 既設ポンプを運転し、取替え前のデータ測定を行うこと。

イ 既設ポンプを取外し、新設ポンプへ取替を行うこと（同等品可）。また、ボルト、ナット及びパッキンもあわせて新品へと取替えること。異種金属同士の接触箇所においては、絶縁スリーブ、絶縁ワッシャ等を使用し、絶縁対策を行うこと。

ウ ア、イの作業完了後に配管の漏れ確認及び試運転を実施すること。

7 注意事項

(1) 委託内容の詳細、実施工程については、監督員と打合せのうえ、決定すること。

(2) 作業員は当該機器の構造を熟知し、取り扱いに十分な知識、技能を有する者とする
こと。

(3) 本委託は、稼働施設内での作業となるため、施設の損傷及び管理業務に支障を来さ

ないように注意すること。

- (4) 現場代理人は、本委託が円滑に進行するように努め、事故防止に万全を期すこと。
また、電気設備に関連する作業時は、その作業に適した作業員を配置すること。
- (5) 1日の作業完了後は必ず清掃を行うこと。
- (6) 本委託において発生した現場発生品については、現場発生品調書を作成し、住吉ポンプ場内の監督員が指定する場所に返納すること。
- (7) 本委託に必要な計測器具及び分解調整用の工具類は、受注者の責任で準備しなければならない。また、計測器具については、トレーサビリティ、有効期間等を確認できる資料を提出すること。
- (8) 本設計書に記載されたほかは、当局機械設備工事共通仕様書による。

